

公的施設等運営評価調査  
(令和 4 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度	令和 4 年度
状況調査基準年月日	令和5年4月1日

施設名	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	施設所管部課室	危機管理部		防災支援 課	
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	防災企画班長 ( 職員	島浦 佳樹 佛坂 由加里 )	内線	5352 ( 5386 )

1 施設概要

設置目的	阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災施策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献する						
設置根拠	条例名称 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例 (平成14年3月27日 条例第 30 号)						
所在地等	所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2		設置年月日	平成 14 年 4 月 27 日 (R 5.4現在経過年数 22 年)		
	電話番号	078-262-5050		直近の大規模改修年月	令和 5 年 3 月 (R 5.4現在経過年数 0 年)		
	HP・電子メール	https://www.dri.ne.jp/					
敷地面積	敷地面積	15792.20 m <sup>2</sup>	所有者別 内訳	兵庫県	15,792.20 m <sup>2</sup>	県	m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
施設内容	延床面積 18,754.77 m <sup>2</sup> 【各施設名とその概要】 <西館>展示(大震災の教訓、防災研究の現状等)、資料収集・保存(阪神・淡路大震災や防災に関する資料)、調査研究(災害対策や防災政策の立案・推進に資する研究)、研修事業(若手防災専門家等の育成)、災害対応の現地支援(被災地への専門家派遣等) <東館>展示(BOSAIサイエンスフィールド、こころのシアター等)、国際防災等拠点形成(国際防災・環境関係機関等との交流、ネットワーク)、防災教育(県立大学による高等教育の実施)						
利用時間	9:30~17:30(入館は16:30まで) ただし、7~9月は9:30~18:00(入館は17:00まで)、金・土曜日は9:30~19:00まで(入館は18:00まで)。金・土曜日の開館時間延長は、当該時間の来館者数が低調なことから、令和5年1月20日(金)から休止。						
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日・振替休日の場合は翌平日)、年末年始の12月31日と1月1日						
利用料金	利用料金制度	導入済	料金体系	別紙のとおり			
	名称			https://www.dri.ne.jp/exhibition/info/			
整備費	12,879,607 千円						
	(内訳) 当初整備	施設建築費	12,059,210 千円		財源内訳		
		用地費	千円				
		備品費等	千円				
		その他	千円				
	(内訳) 大規模改修	改修費	820,397 千円		財源内訳		
		備品費等	千円				
		その他	千円				
		施設拡充等	千円				
	(内訳) 施設拡充	備品費等	千円		財源内訳		
その他		千円					
国庫		千円	起債	千円			
特定		千円	一般	千円			
業務内容	(1) 阪神・淡路大震災及び防災に関する資料(以下「センター資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用に供すること。 (2) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を学習する機会を提供すること。 (3) 災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する活動に対する支援を行うこと。 (4) 防災に係る総合的かつ実践的な能力を有する人材を育成すること。 (5) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた防災に関する実践的な調査研究を行うこと。 (6) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた防災に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。 (7) 大学、研究機関等との相互協力を行うこと。 (8) 阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承に資する事業又は防災に関する事業を行う公共的団体の事務所として施設をその利用に供すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務						

2 運営体制

運営形態	指定管理者制度						
	指定管理者 指定内容	指定管理者名	(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構		指定の方法	特定の者を指定する施設	
		所在地	県内所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2		特定の者を指定する理由	高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設
		主たる事務所					
		指定管理期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日		履行保証保険の付保	していない	
導入(予定)時期		平成18年4月1日 ~					
公募施設の場合⇒	直近の公募年度	年度	公募回数	回目			
職員数		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	総数	35人	35人	35人	35人	33人	
	うち県外向	9人	9人	9人	9人	10人	
	正規	10人	10人	10人	10人	7人	
	その他	16人	16人	16人	16人	16人	
組織図	<pre> graph TD     A[センター長] --- B[副センター長(総括担当)]     A --- C[副センター長(運営担当)]     B --- D[事業部長]     C --- D     D --- E[普及課]     D --- F[事業課]     D --- G[運営課]     D --- H[研究部長]     H --- I[上級研究員]     H --- J[研究員]         </pre>						

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
支出	699,962	874,898	789,709	746,322	714,863	
人件費	189,805	192,518	189,325	190,953	203,601	
維持管理費	222,671	229,341	213,111	159,591	187,660	
事業運営費	287,486	290,039	291,473	312,721	323,602	
その他	0	163,000	95,800	83,057	0	
収入(財源内訳)	699,962	874,898	789,709	746,322	714,863	
県費	一般財源	336,896	576,675	480,189	423,363	316,364
	使用料収入					
	他(国庫・CSR等)	251,228	251,228	251,228	251,228	251,228
	計	588,124	827,903	731,417	674,591	567,592
指定管理者等	利用料金	111,838	46,995	58,292	71,731	147,271
	自主事業					
	自主財源	0				
	計	111,838	46,995	58,292	71,731	147,271

※ 令和5年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[R元年度:8,258千円、R2年度:8,461千円、3年度:8,408千円、4年度:8,331千円、5年度:8,412千円]

#### 4 利用状況

区 分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	507,595 人	468,282 人	64,517 人	137,618 人	364,783 人
対 30 年度比	100.0	92.3	12.7	27.1	71.9

#### 【主な施設の利用状況】

区 分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%
大ホール					
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%

#### 5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
みやぎ東日本大震災津波伝承館	宮城県	同左	令和 3 年	東日本大震災の記憶と教訓を伝える展示
雲仙岳災害記念館	長崎県	同左	平成 14 年	全国初の火山体験学習施設
奥尻島津波館	北海道	奥尻町	平成 12 年	災害の様子と復興を展示
			年	

#### 6 運営評価指標

	指 標 名	目 標 [ 考 え 方 ]	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	達成度
設置目的に関する指標	総利用者数	500,000 人 [H22(展示リニューアル)以後の入館者数平均値(概算)]	64,517 ( 13.6 千円)	137,618 ( 5.7 千円)	364,783 ( 2.0 千円)	73.0 %
サービス向上に関する指標	全体利用率	90.0 % [H22(展示リニューアル)以後の満足度平均値(概算)]	90.1	92.7	96.7	107.4 %
効率的な運営に関する指標	光熱水費	704,721 [H22(展示リニューアル)以前の施設維持費]	693,320	601,256	602,193	85.5 %
その他						%

※ ( ) 書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

※ 達成度は、令和4年度指標値÷目標値

## 7 運営評価

必要性	阪神・淡路大震災の被災県として、その経験を語り継ぎ、教訓を未来に活かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災施策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献するため必要である。震災から28年以上を経て被災体験の風化が懸念される中、展示を通じて防災の重要性や共に生きることの大切さを広く来館者に訴える上で、重要な役割を果たすために必要な施設である。
有効性	例年、年間50万人前後が来館しており、高い集客力を有している。令和4年度の前半は、新型コロナウイルス感染症の影響により来館者は低調であったが、後半は、11月のぼうさいこくたい2022の開催や秋の修学旅行シーズンを中心に回復傾向となり、徐々にコロナ禍前の数値に戻つつある。来館者アンケートでは9割以上が「満足した」と答えており、震災体験の継承や防災意識の向上に寄与している。
効率性	人員配置の見直しなど、施設運営費についての縮減に取り組み、効率的に運営している。
民間・市町との役割分担	阪神・淡路大震災で被災し災害救助法の対象となった自治体は、神戸・阪神地域を中心とする10市10町(当時)に及んでいる。震災体験とそこからの復興にかかる記録や伝承は、県が先導して取り組むべき課題である。
受益と負担の適正化	入館料については、市場調査や県内類似施設(野島断層保存館など)を参考に価格設定をしている。平成22年1月には、東館(旧ひと未来館)に新フロアをオープンしたことに伴い、一体的な展示・運営を実施することとし、入館料の適正化を図った。※大人(個人):各館500円、両館800円 → 両館600円へ改定。令和3年度の東館3階リニューアルオープンに伴い、東館単独料金を設定(大人300円)。

## 8 指定管理者制度導入の効果 (※ 直営施設については、導入しない理由)

導入効果等	制度の導入により、収支に考慮して展示を運営し、また、来館者満足度でも高い評価を得ており、利用者の意見を反映した管理運営に大きな成果を上げている。
-------	--

## 9 施設の見直し方針

見直し方針	引き続き指定管理者による効率的な運営を図る。
見直しの理由・考え方	指定管理者制度導入により、施設運営費の縮減に取り組むなど効率的・効果的な管理運営が行われていることから、今後とも同制度による管理運営を行う。

(別紙 料金体系)

## 入館料

### 西館・東館

大人	600円 (450円)
大学生	450円 (350円)
高校生	無料
中学生・小学生	無料

### 東館のみ

大人	300円 (200円)
大学生	200円 (150円)
高校生	無料
中学生・小学生	無料

## 障がい者

### 西館・東館

大人	150円 (100円)
大学生	100円 (50円)

### 東館のみ

大人	50円 (50円)
大学生	50円 (30円)

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者1名につき介護者1名は無料。

※障害者手帳アプリ“ミライロID”の提示でも可 (ミライロID <https://miraio-id.jp>)

## 70歳以上の高齢者

### 西館・東館

300円 (200円)
-------------

### 東館のみ

150円 (100円)
-------------

※ ( ) 内は20名以上の団体料金。

※毎月17日は、入館無料 (17日が休館日の場合は、翌18日となります)

公的施設等運営評価調書  
(令和 4 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度 令和 4 年度  
状況調査基準年月日 令和5年4月1日

施設名	広域防災センター	施設所管部課室	危機管理部		消防保安 課	
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	総務部長兼管理課長 (主任	栗原 利典 田中 清富)	内線	0794-87-2920 ( - )

1 施設概要

設置目的	防災に関する体系的かつ実践的な研修、防災意識の普及啓発、消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点としての機能を果たす。						
設置根拠	条例名称 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例 (平成16年3月26日 条例第 19 号)						
所在地等	所在地	三木市志染町御坂1-19		設置年月日	平成 16 年 4 月 1 日 (R 5 .4現在経過年数 20 年)		
	電話番号	0794-87-2920		直近の大規模改修年月	平成 26 年 2 月 (R 5 .4現在経過年数 9 年)		
	HP・電子メール						
敷地面積	敷地面積	450925.89 m <sup>2</sup>	所有者別 内訳	兵庫県	450,925.89 m <sup>2</sup>	県	
				その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
施設内容	延床面積 m <sup>2</sup>						
	<p>【各施設名とその概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習・管理棟(事務室、研修室、講堂) ・教育棟(大教室、救急実技室、理化学実験室) ・宿泊棟</li> <li>・主訓練棟(大規模火災調査室、模擬火災訓練装置、耐熱・耐煙室) ・補助訓練塔 ・屋内訓練場</li> <li>・プール ・北グラウンド ・南グラウンド ・ヘリポート</li> </ul>						
利用時間	消防学校	8:45~17:45		防災研修	10:00~16:00		
休館日	消防学校	土、日、祝日、12月29日~翌年1月3日		防災研修	火曜日 12月29日~翌年1月3日		
利用料金	利用料金制度		料金体系				
	名称						
整備費	19,045,383 千円						
	(内訳)	当初 整備	施設建築費	4,622,073 千円		財源内訳	
			用地費	12,382,666 千円			
			備品費等	1,339,817 千円			
			その他	千円			
	大規模 改修		改修費	千円		財源内訳	
			備品費等	千円			
			その他	千円			
	施設 拡充		施設拡充等	681,874 千円		財源内訳	
			備品費等	18,953 千円			
その他			千円				
業務内容	(1)防災に関する体系的かつ実践的な研修を行うこと。(2)消防職員及び消防団員の教育訓練を行うこと。(3)自主防災組織その他の団体が行う防災に関する活動を支援するために施設をその利用に供すること。(4)防災に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。(5)救助に必要となる物資及び資機材の備蓄を行うこと。(6)災害時において、救助に必要となる物資及び資機材の集積及び配送を行うこと。(7)災害時において、救助に携わる国又は地方公共団体の職員の集結及び宿泊のために施設をその利用に供すること。(8)前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務。						

2 運営体制

運営形態	指定管理者制度					
	指定管理者 所在地	指定管理者名				指定の方法
		県内所在地 主たる事務所				特定の者を 指定する理由
	指定管理期間	～			履行保証保険の付保	
	導入(予定)時期	～				
公募施設の場合⇒	直近の公募年度	年度	年度	公募回数	回目	
職員数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	総数	33人	33人	33人	33人	32人
	うち県外向	人	人	人	人	人
	正規	12人	11人	11人	11人	8人
その他	21人	22人	22人	22人	24人	
組織図	<pre> graph LR     A[広域防災センター長] --- B[総務部]     A --- C[消防学校]     A --- D[防災公園管理部]     B --- B1[管理課]     B --- B2[防災教育担当]     C --- C1[消防教育]     C --- C2[救急救命士養成課程]     D --- D1[業務課]     D --- D2[運営企画課]         </pre>					

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
支出	297,576	310,815	317,889	351,818	309,357	
人件費	201,627	201,627	201,239	206,410	194,734	
維持管理費	55,215	61,743	56,287	98,375	78,677	
事業運営費	40,734	47,445	60,363	47,033	35,946	
その他						
収入(財源内訳)	297,576	310,815	317,889	351,818	309,357	
県費	一般財源	293,872	307,650	314,123	336,621	288,901
	使用料収入	3,704	3,165	3,766	15,197	20,456
	他(国庫・CSR等)					
	計	297,576	310,815	317,889	351,818	309,357
指定管理者等	利用料金					
	自主事業					
	自主財源	0				
	計	0	0	0	0	0

※ 令和5年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[R元年度: 8,258千円、R2年度:8,461千円、3年度:8,408千円、4年度: 8,331千円、5年度: 8,412千円]

4 利用状況

区分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	72,921 人	76,213 人	42,506 人	42,237 人	61,314 人
対 30 年度比	100.0	104.5	58.3	57.9	84.1

【主な施設の利用状況】

区分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	32,362 人	37,348 人	7,114 人	11,985 人	24,587 人
稼働率	84 %	84 %	63 %	57 %	58 %
地元利用率	92 %	92 %	95 %	95 %	81 %

(1) 宿泊施設

区分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年間営業日数 a	365 日	365 日	365 日	365 日	365 日
宿泊定員 b	144 人	144 人	144 人	144 人	144 人
客室数 c	24 室	24 室	24 室	24 室	24 室
年間宿泊人数 d	39,782 人	38,493 人	27,049 人	30,195 人	36,727 人
年間延利用客室数 e	人	人	人	人	人
利用率 d/(a×b)	76 %	73 %	51 %	57 %	70 %
1日あたり宿泊人数 d/a	109 人	105 人	74 人	83 人	101 人
客室稼働率 e/(a×c)	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

(2) 宿泊施設[研修宿泊施設]

区分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年間営業日数 a	日	日	日	日	231 日
宿泊定員 b	人	人	人	人	55 人
客室数 c	室	室	室	室	55 室
年間宿泊人数 d	人	人	人	人	3,500 人
年間延利用客室数 e	人	人	人	人	人
利用率 d/(a×b)	#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %	28 %
1日あたり宿泊人数 d/a	#DIV/0! 人	#DIV/0! 人	#DIV/0! 人	#DIV/0! 人	15 人
客室稼働率 e/(a×c)	#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %	0 %

5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
			年	
			年	
			年	
			年	

6 運営評価指標

	指標名	目標 [考え方]	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	達成度
設置目的に関する指標	消防職員・消防団員の教育訓練人数(消防団員の1日入校、現地訓練を除く)	1,100 25年度実績以上	716 ( 7.3 千円)	771 ( 7.5 千円)	825 ( 5.7 千円)	75.0 %
サービス向上に関する指標	防災研修・体験学習利用者数	30,000 1日当たり100人	7114.0	11985.0	24,587.0	82.0 %
効率的な運営に関する指標	光熱水費の削減	95 % 対18年度比の95%の25,400千	89 %	87 %	132 %	138.9 %
その他						%

※ ( ) 書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

※ 達成度は、令和4年度指標値÷目標値



7 運営評価

必要性	センターの一部である消防学校は、消防組織法により都道府県に設置義務がある。併せて、自主防災組織等地域の防災リーダー(防災リーダー講座修了者 3,510人(令和4年度末修了者累計数))の育成を通じて地域防災力を強化するとともに、一般県民に対する防災研修・体験学習等を実施し、県民の防災意識向上を図る必要がある。
有効性	令和4年度は、消防職員825人、消防団員205人が消防学校を修了している。また、防災研修・体験学習利用者は、コロナウイルス感染の影響により24,587人と目標(1日当たり100人)を下回っているが、コロナ禍が落ち着き、利用者も順調に増加しており、令和元年度以前のように目標を上回ることが予想され、今後も利用の促進を図ることにより施設として有効性がある。
効率性	令和4年度光熱水費の実績は、燃料費の高騰や令和4年8月に新しく研修宿泊施設がオープンしたことにより、大幅な増加となったが、引き続き経費削減に努め効率的な運営を図っていききたい。
民間・市町との役割分担	全地域の広域防災拠点として、必要な救助物資等の備蓄、災害時の救援物資集積、応急活動要員の集結基地としての機能を平時より確保しておく必要がある。一方、各市町においても、地域防災拠点が整備されており、災害時には、これら県と市町の防災拠点が連携することによって、迅速かつ効果的な災害対策が可能になる。消防学校は、市町の消防が十分行われるように、都道府県に設置が義務づけられている。なお、神戸市は、政令指定都市のため独自で消防学校を設置している。
受益と負担の適正化	消防、警察、災害派遣医療チーム等の公的な防災関係機関が訓練のために利用する施設であり、費用負担を求めている。また、一般県民の防災研修・体験学習での利用についても、多くの県民が利用し、防災意識の向上を図る必要があるため、費用負担を求めている。

8 指定管理者制度導入の効果 (※ 直営施設については、導入しない理由)

導入効果等	消防組織法により県に設置義務が課せられている消防学校として、市町消防本部の協力を得ながら専門的な教育訓練を実施するとともに、災害時に全地域の広域防災拠点として機能するなど、県が本来果たすべき責務を実現する施設である。
-------	--

9 施設の見直し方針

見直し方針	消防組織法で消防学校の設置が義務づけられており、引き続き県直営で運営を行い、運営体制や業務内容の見直しにより、運営の合理化・効率化を図っていく。
見直しの理由・考え方	設置根拠・業務内容から指定管理者に委ねることは困難であり、県直営で効率的で質の高い管理運営を行う。